

令和8年度

# 固定資産税（償却資産）申告の手引き

青 梅 市

償却資産の申告期限は **令和8年2月2日（月）** です。

◆申告期限間近になりますと受付が大変混雑します。

なるべく**令和8年1月14日（水）**までに、申告してください。

◆郵送で申告される方へ

受付印を押した申告書（控）の返送を希望される方は、**必ず返信用封筒（返送先を明記し、切手を貼ったもの）**を同封してください。

## ◆ ◆ ◆ お 知 ら せ ◆ ◆ ◆

- ・償却資産申告書は複写式ではありませんので、控えが必要な方は、各自で用意してください。なお、種類別明細書は、複写式です。
- ・申告書類を市ホームページからダウンロードできます。  
申告書および種類別明細書の様式をExcelおよびPDFファイルで掲載しています。左下の二次元コードのページより印刷し、利用してください。
- ・前年中に資産の増減がない場合でも、その旨の申告書の提出が必要です。  
また、市内の資産がすべて減少した場合や該当資産がない場合も申告をお願いしております。なお、この場合はインターネット上の電子申請フォームから申告可能です（電子申請フォームによる申告の詳細は20ページを参照してください）。
- ・償却資産申告書への押印は不要です。
- ・地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる申告も受け付けています。詳しくは7ページをご覧ください。

I	償却資産のあらまし	2ページ
II	償却資産の申告	4ページ
III	よくある質問	8ページ
IV	提出書類と書き方	15ページ

## 申告・問い合わせ先



市ホームページ  
記事ID 66208

郵便番号 198 - 8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1  
**青 梅 市 市 民 部 課 税 課 家 屋 係**  
電話番号 0428(22)1111 内線2182・2183

固定資産税は、土地や家屋のほかに、**償却資産（事業用資産）**にも課税されます。

そのため、市内に償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定（固定資産の申告）により、**毎年1月1日現在の資産**を申告していただくことになっております。

つきましては、同封しました申告書等に必要事項をご記入のうえ、必ず申告していただくようお願い申し上げます。詳細につきましては以下をご覧ください。

## I 償却資産のあらまし

### 1. 償却資産とは

償却資産とは、**土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます。

ただし、**無形減価償却資産（営業権、特許権、ソフトウェア等）および自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車等は除かれます。**

償却資産の主なものは次のとおりです。

資産の種類	固定資産税における償却資産
第1種 構 築 物	広告設備、独立煙突、受変電設備、門および塀、庭園、テニスコート、ゴルフ練習場設備、緑化施設等の外構工事、屋外給排水設備、屋外駐車場の舗装路面（砂利も含む）、その他土地に定着する土木設備、家屋の賃借人の施した造作等
第2種 機 械 及 び 装 置	旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、ホイスト、クレーン、太陽光発電システム、立体駐車場の機械装置等
第5種 車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09および000から099」、「9、90から99および900から999」の車両）、パワーショベル、構内運搬車（ <b>自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く</b> ）
第6種 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	パソコン、陳列ケース、レジスター、測定・検査工具、治具、取付工具、切削工具、金型、家具（事務机・応接セット等）、衝立、電気器具、ガス器具、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務用機器、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器、ルームエアコン、厨房器具等

## 2. 評価額

申告された各資産について、取得価額、取得年月、耐用年数および『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定められた減価率にもとづき、毎年1月1日現在の償却資産の評価額を定率法により計算します。

なお、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となり、それ以後は減価しません。

## 3. 課税標準額および税率

各資産の評価額の合計を決定価格といい、原則としてこの決定価格が課税標準額となります（課税標準額の特例の適用を受ける資産を除く。詳細は6ページ）。  
税率は1.4%です。

したがって、 $\text{税額} = \text{課税標準額} \times 1.4\%$  となります。

## 4. 免税点

所有する資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

なお、免税点については、市が価格の計算をしたうえで判断しますので、償却資産の多少にかかわらず、必ず申告してください。

## 5. 償却資産課税台帳の閲覧

償却資産の価格等は、申告または調査にもとづき3月31日までに決定され、償却資産課税台帳に登録します。登録後直ちに価格等を登録した旨の公示をします。償却資産課税台帳に登録された価格等は閲覧に供されます。

### ア 閲覧開始日

価格等を決定した旨の公示をした日

### イ 閲覧できる方

所有者、同一世帯の親族および納税管理人

※上記以外の方が閲覧する場合は、委任状など代理権を示す書類が必要です。

### ウ 閲覧場所

青梅市役所課税課家屋係窓口（庁舎1階15番B窓口）

### エ 閲覧手数料

1件につき300円

※縦覧期間中（4月1日から5月31日）は無料

## 6. 審査申出等

償却資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書を受け取った日後3か月以内に、青梅市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

なお、審査委員会の決定に不服がある場合は、審査委員会の決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

## II 償却資産の申告

### 1. 申告が必要な方

**令和8年1月1日現在、青梅市内に償却資産を所有されている方**

なお、以下の方も申告が必要です。

- ・ 償却資産を他に賃貸している方
- ・ 償却資産を共有で所有している方（共有者全員の連名で申告してください。）

※**廃業・移転等で市内の資産がすべて減少した方も申告が必要です。**

また、市内で事業を行っているが、申告対象の資産を所有していない方にも、その旨の申告をお願いしております（申告書の記入については15ページ、電子申請フォームを利用する場合は20ページを確認してください）。

### 2. 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、**事業の用に供することができる耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上の資産が申告の対象**となります。

なお、**以下に掲げる資産も申告が必要**となりますので注意してください。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）であっても、事業の用に供することができるもの
- イ 使用可能な期間が1年未満または取得価額が10万円未満のもので個別に減価償却しているもの
- ウ 租税特別措置法の規定を適用し、**即時償却**しているもの  
（例）中小企業者等の30万円未満の減価償却資産の損金算入特例の適用資産
- エ 建設仮勘定で経理されている資産で事業の用に供しているもの
- オ 簿外資産で事業の用に供しているもの
- カ **遊休もしくは未稼働の資産**であっても、事業の用に供することができるもの
- キ 資本的支出としての**改良費**（新たな資産の取得とみなし、本体と区別します）
- ク **賃借人（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産**
- ケ 従業員の福利厚生のために供しているもの

### 3. 申告の必要がない資産

次に該当する資産は、償却資産の課税対象とはならないため、**申告は不要**です。

- ア 無形減価償却資産（営業権、特許権、ソフトウェア等）
- イ **自動車税・軽自動車税の課税対象**となるべきもの（小型フォークリフト等）  
※大型特殊自動車は申告が必要となります。
- ウ **繰延資産**（創立費、開業費等）
- エ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満で、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、**一時に損金または必要な経費に算入**されるもの
- オ 取得価額が20万円未満で、「**一括償却**」として3年間で一括して損金または必要な経費に算入されるもの
- カ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

※エ～カについては5ページ【少額資産の取扱いについて】も確認してください。

## ◆ 少額資産の取扱いについて ◆

固定資産税（償却資産）において申告対象とならない資産は、以下のとおりです。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金（必要経費）算入したもの
- ② 取得価額20万円未満のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条により、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

なお、以下の資産は償却資産の申告対象となりますので注意してください。

- ④ 租税特別措置法を適用して損金算入した資産  
（例：中小企業者等の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した即時償却資産など）
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
		① 一時に損金算入	申告対象外		
② 3年一括償却		申告対象外			
③ リース資産		申告対象外		申告対象	
④ 中小企業特例(即時償却等)		申告対象			
⑤ 個別減価償却		申告対象			

※ 上記①、②、④の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

### 4. 償却資産と家屋の区分

電気設備、給排水設備、ガス設備等、本来家屋と一体となって家屋の効用をはたす設備を建築設備といいます。これらの建築設備は、設備の性格等により、原則として12ページ「償却資産と家屋の区分」に掲げるように償却資産と家屋とに区分して取り扱われます。

### ※ 償却資産と家屋の分離課税について

家屋を借り受けた方（賃借人、店子、テナント等）が、借り受けた家屋に自ら費用を負担して内装、建築設備を施し事業の用に供している場合については、その内装、建築設備について固定資産税上家屋から分離して（家屋の評価から除外して）家屋を借り受けた方の償却資産として取り扱います。

分離課税については、12ページ「償却資産と家屋の区分」を参照してください。

### 5. リース資産の取扱いについて

リース資産は通常、所有者であるリース会社に申告していただきます。しかし、契約期間の終了後、リース資産の所有権が無償またはそれに近い対価で使用している方（借主）に移ることが予定されているなど、実質的に売買にあたるリース契約の場合は、当該リース資産は割賦販売と同様に借主の方に申告していただきます。

## 6. 国税との取扱いの違い

国税（法人税・所得税）と固定資産税の主な取扱いの違いは下表の通りです。

	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（税務会計）の取扱い
償却計算の趣旨	償却資産の価格決定のため	所得計算のため
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として定率法 （『固定資産評価基準』の定める減価率による）	定率法・定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳（※）	認められません	認められています
特別償却・割増償却	認められません	認められています
増加償却	認められています	認められています
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで償却可能
改良費の評価方法	区分評価 （改良を加えられた本体部分と改良部分を区分して評価します）	【平成19年3月31日以前取得】 合算評価 【平成19年4月1日以降取得】 原則として区分評価

※ 圧縮記帳の制度は認められていないので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

## 7. 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有している方は、「課税標準の特例に関する申告書」（様式はホームページに掲載）に必要事項を記入のうえ、それを証明する書類を添付し、償却資産申告書とあわせて提出してください。詳細は課税課までお問い合わせください。

なお、青梅市における「わがまち特例」については14ページを確認してください。

## 8. 非課税とされる償却資産

地方税法第348条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当資産をお持ちの方は、課税課までお問い合わせください。

### 【非課税となる例】

社会福祉法人等が設置する保育所、認定こども園、養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、老人デイサービスの事業の用に供する固定資産など

## 9. 申告の修正

すでに提出した償却資産の申告に誤りがあった場合には、修正申告をお願いしております。また、申告漏れ等により複数年度にわたり誤りがあった場合には、**最大で過去5年分**の修正申告をお願いすることがあります。修正により税額が増加する場合だけでなく、減少する場合であっても、速やかに修正申告を行ってください。

## 10. 過年度の課税の決定及び変更

前年以前から資産を持っていたが、これまで申告してこなかった方や、過年度分について修正の申告をされた方については、地方税法第17条の5の規定により、**最大で過去5年までさかのぼって、課税の決定もしくは変更**（税額が増加する場合に限らず、減少される場合も含む）をすることがあります。あらかじめご承知おきください。

## 11. 電子申告のご案内

青梅市では、償却資産の申告について「**e L T A X (エルタックス)**」による電子申告を利用できます（e L T A Xとは、地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを通じて電子的に税金の申告や申請、届出ができるシステムのことです）。

### e L T A Xのメリット

- インターネットを通じて、オフィスや自宅から簡単に申告可能で、混み合う窓口に出かける必要もなく、郵送料金もかかりません。
- P C d e s k（無料）やe L T A Xに対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算など、サポート機能が完備されています。
- 一度の電子申告で、複数の地方団体分の申告書を作成・送信できます。

e L T A Xのシステムは無料でご利用いただけますが、パソコン環境や場合によっては電子証明書等を事前に準備していただく必要がありますので注意してください。

- ◆ e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、e L T A Xホームページをご覧ください。

e L T A Xホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>



- ◆ 利用に際して疑問点がある場合は、e L T A Xホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

e L T A Xホームページ「よくあるご質問」

<https://eltax.custhelp.com/>



- ◆ 「よくあるご質問」で疑問点が解決しない場合には、e L T A Xヘルプデスクまでお問い合わせください。なお、お問い合わせの前には必ずホームページおよび「よくあるご質問」をご確認いただくようお願いします。

e L T A Xヘルプデスク 電話：0570-081459

[9:00~17:00受付（土・日・休祝日、年末年始を除く）]

### Ⅲ よくある質問

**Q1：償却資産とは何ですか？ どのようなものがありますか？**

A：償却資産とは、会社や個人が工場・商店・飲食店・不動産賃貸業などの**事業に用いる資産をいいます（土地・家屋を除きます）**。例えば、駐車場賃貸業の駐車場舗装工事などや、飲食店の接客用家具や厨房設備などが償却資産となります。詳細は、**10ページ「業種別主な償却資産の例」**をご覧ください。

**Q2：市内で不動産（共同住宅）を所有して賃貸業を営んでいます。固定資産税（土地・家屋）はすでに納めているので償却資産の申告は不要ですか？**

A：土地・家屋の課税対象とは別に償却資産の課税対象は存在します。主に共同住宅の**外構工事・植込工事**などが対象となります。

**Q3：税務署へ確定申告をしているのですが、市へも申告する必要はありますか？**

A：税務署への申告とは別に、市へも申告していただく必要があります。

**Q4：昨年と資産に変わりはありませんが、申告は必要ですか？**

A：資産の増減にかかわらず、申告が必要です。

**Q5：昨年中に廃業しました。市への申告は必要ですか？**

A：申告が必要です。なお、廃業された場合の申告は電子申請フォームによってもしていただくことが可能です。詳しくは**15ページ**をご覧ください。

**Q6：店舗を借りて事業をしています。どのような資産を申告すればよいですか？**

A：家屋を借り受けた方（賃借人、店子、テナント等）が取り付けした電気設備、内装工事などです。家屋を借り受けた方に申告していただきます。  
**5ページ「※ 償却資産と家屋の分離課税について」**のほか、**12ページ「償却資産と家屋の区分」**を確認してください。

**Q7：共有の資産は、各々が持分に応じて申告すればよいですか？**

A：個々に申告するのではなく、**共有者全員の連名で申告してください**。  
申告書に記載する取得価額は、各共有者の持分の取得価額の合算額です。

**Q8：耐用年数はどのように決めればよいですか？**

A：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）にもとづいて、各資産の耐用年数を判断することになります。原則として、国税の申告と同じ年数で申告してください。  
参考として**11ページ「主な償却資産の耐用年数（例示）」**もご覧ください。

**Q 9 : 耐用年数を過ぎた古い資産でも申告の必要はありますか？**

A : 減価償却済みの資産でも、事業に用いているものは申告の必要があります。

**Q 10 : わがまち特例とは何ですか。どんな種類がありますか？**

A : 法律の範囲内で、自治体が条例で課税標準額の特例率を定められる制度です。青梅市が定める特例については14ページを確認してください。

**Q 11 : 非事業用（自家用）にも使用している資産はどのように扱われますか？**

A : 個人事業者が事業用と非事業用の両方に使用している償却資産については、事業割合による按分という考え方がなく、そのすべてが課税対象となります。よって、申告の際にはその事業割合にかかわらず取得に要した費用全額を申告してください。

**Q 12 : 申告対象となる資産はなにも所有していませんが、申告は必要ですか？**

A : 該当資産を所有していない旨の申告をお願いしています。  
15ページを参考に申告してください。

**Q 13 : 今年申告すれば、来年以降の申告は不要ですか？**

A : 申告は毎年していただく必要があります。  
土地・家屋と異なり、償却資産は異動が激しく資産内容の把握も困難であるため、償却資産を所有されている方には毎年の申告が義務付けられています。ご協力をお願いします。

**Q 14 : 申告しない場合、どうなりますか？**

A : 正当な理由なく申告しない場合には過料が科されることなどがあります。  
また、申告がない場合であっても、国税資料の閲覧調査の結果などにもとづき賦課決定を行い、課税することがあります。  
詳しくは20ページを確認してください。

**Q 15 : 申告期限を過ぎてしまったのですが、どうすればよいですか？**

A : 申告期限を過ぎても、通年で申告を受け付けています。ただし、不当に長期間申告されない場合には、Q14のような対応をとることがありますので、速やかに申告してください。

**Q 16 : 前年以前に取得した申告漏れ資産がある場合、どうすればよいですか？**

A : 種類別明細書（増加資産用）に申告漏れである旨を明記したうえで、申告してください。それにともない、過年度分について修正申告をお願いしたうえで、さかのぼって追加で課税する場合があります。

## 業種別主な償却資産の例

各業種共通のもの	駐車（輪）場設備・受変電設備・舗装路面・庭園・門・扉・外構・外灯・ネオンサイン・広告塔・中央監視装置・看板・簡易間仕切・応接セット・エアコン・パソコン・コピー機・テレビ・金庫・レジスター・消火器・陳列棚・陳列台・陳列ケース・自動販売機・冷蔵庫・冷凍庫・事務機器・福利厚生設備など
不動産貸付業	予備電源設備・機械式駐車設備・外構工事・門扉・フェンス・植込工事・外灯・上下水道管の埋設管など
喫茶店・飲食店	接客用家具・備品・厨房設備・カラオケセット・放送設備・室内装飾品・製麺機・日よけなど
理容業・美容業	理（美）容椅子・洗面設備・消毒殺菌用機器・タオル蒸器・ドライヤー・パーマ器・サインポールなど
クリーニング業	洗濯機・脱水機・乾燥機・プレス機・ミシン・ビニール包装設備など
医院・歯科医院・薬局業	各種医療機器（ベッド・手術台・X線装置・心電計・電気血圧計・脳波測定器・CTスキャン・消毒殺菌用機器・歯科診療用ユニット・投影器・光学検査機器など）・薬品戸棚など
工場	動力配線・旋盤・ボール盤・プレス機・金型・洗浄給水設備・構内舗装・溶接機・貯水設備・各種工具など
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台・パチスロ台・ゲームマシン・両替機・玉貸機・屋外駐車場・島工事・POSシステム・広告塔など
印刷業	各種印刷機・活字盤鑄造機・裁断機など
建設業	大型特殊自動車・ポンプ・ポータブル発電機・ブルドーザー・パワーショベル・クレーン・コンクリートカッター・ミキサー・各種工具など
ガソリン給油所	ガソリン計量器・リフト・充電器・コンプレッサー・照明設備・地下タンク・洗車機・構内装置・独立キャノピーなど
自動車整備業	旋盤・溶接機・充電器・コンデンサー・各種工具・リフト・事務機器など
食肉・鮮魚販売業	肉切断機・挽肉機・ポンプ・ショーケース・冷蔵設備など
金属製品組立加工業	旋盤・ボール盤・定盤・フライス盤・プレス・カッター・研磨機・溶接機・クレーン・コンプレッサー・各種工具など
ホテル・旅館業	厨房設備・自家発電装置・放送設備・接客用備品など
農業	耕運機・ビニールハウス・梨棚・ネット・選果機・精米機・農耕具、自動販売機など
カラオケボックス	カラオケセット・接客用家具・照明設備など

### 【申告資産の例：不動産賃貸業（共同住宅）の場合】

構 築 物	アスファルト舗装・コンクリート舗装・砂利舗装・フェンス・ブロック塀・植栽・自転車置き場 など
機械及び装置	太陽光発電システム など
器具・備品	看板（立て看板）・ダストボックス・ルームエアコン・宅配ボックス など

※上記は参考例となります。ご不明な点は課税課までお問い合わせください。

## 主な償却資産の耐用年数(例示)

種類	主 な 償 却 資 産		耐用年数
構	野立看板、広告塔 (屋上施工を含む)	金属造のもの	20
		その他のもの	10
築	門、塀	コンクリート造、コンクリートブロック造のもの	15
		石造のもの	35
		土造のもの	20
		金属造、木造のもの	10
物	緑化施設、庭園	工場緑化施設	7
		その他の緑化施設、庭園	20
物	舗装道路、舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷のもの	15
		アスファルト敷、木れんが敷のもの	10
		ビチューマルス敷のもの	3
建物 付 属 設 備	電気設備	蓄電池電源設備	6
		その他のもの(受・変電設備、照明設備など)	15
	給排水設備、衛生設備、ガス設備		15
	冷房、暖房、通風、 ボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22KW以下のもの)	13
		その他のもの	15
可動間仕切り	簡易なもの	3	
	その他のもの	15	
機械 装置	太陽光発電システム		17
工 具	測定・検査工具	ゲージ、ノギス、マイクロメーター	5
	治具・取付工具		3
器 具	型(型枠を含む)、 鍛圧・打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム	2
		その他のもの	3
お よ び 備 品	事務机、事務いす、キ ャビネット	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	応接セット	接客業用のもの	5
その他のもの		8	
お よ び 備 品	陳列だな・ケース	冷凍機付または冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
お よ び 備 品	その他の家具	接客業用のもの	5
		その他 のもの	主として金属製のもの その他のもの
お よ び 備 品	音響機器	ステレオ、テレビ、カラオケ	5
	冷暖房用機器	エアコン、ストーブ、温風ヒーター	6
お よ び 備 品	電気・ガス機器	冷蔵庫、製氷機、洗濯機、レンジ	6
	食事・厨房用品	陶磁器製、ガラス製のもの	2
その他のもの			5
お よ び 備 品	事務機器	複写機、計算機、レジスター、ファクシミリ	5
		電子計算機	パソコン(サーバー用を除く)
	その他のもの		
お よ び 備 品	通信機器	インターホン、放送用設備、デジタルボタン電話設備	6
		その他のもの	10
お よ び 備 品	看板	看板、ネオンサイン、気球	3
	金庫	手さげ金庫	5
その他のもの			20
お よ び 備 品	理容・美容機器		5
	医療機器	消毒殺菌用機器	4
手術機器		5	
調剤機器		6	
歯科診療用ユニット		7	

なお、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」は財務省のホームページ (<https://www.mof.go.jp/>) の「法律/政省令/告示/通達等」から、法令データ提供システムにアクセスして検索により閲覧できます。

## 償却資産と家屋の区分

区分	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の 所有関係		
			同じ場合		異なる場合 (テナント)
			家屋	償却	
外構工事		工事一式（門、塀、緑化施設等）		◎	全 て 償 却 資 産
建築工事	内装・内部造作	床、壁、天井仕上、店舗造作等工事一式	○		
電	受変電設備	設備一式（配線、配管含む）		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 電気自動車の充電設備等（配線、配管を含む）		◎	
	中央監視制御設備	設備・装置一式（配線、配管を含む）		◎	
	電灯コンセント設備	屋外の照明設備一式（照明器具、配線、配管）		◎	
	照明器具設備	屋内の照明設備一式（照明器具、配線、配管）	○		
気	電力引込設備	引込開閉器盤および屋外の配線、引込工事一式		◎	
	動力配線設備	特定の生産または業務用動力配線設備（動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、配線、配管等）		◎	
		上記以外の設備	○		
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎	
		配線、配管、端子盤等	○		
	テレビ設備	受信機（テレビ）		◎	
		テレビ共聴設備一式（アンテナ、ブースターアンプ、分配器、整合器、ケーブル、配管等）	○		
	LAN 設備	設備一式		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎	
		配線、配管等	○		
インターホン設備	集合玄関機等（平成27年1月1日以前取得分）		◎		
	上記以外の設備	○			
監視カメラ (ITV) 設備	受信機（テレビ）、カメラ		◎		
	配管、配線等	○			
防犯設備	カメラ		◎		
	通報装置、配線、配管	○			
備	盗難非常通報装置	設備一式	○		
	避雷設備	設備一式	○		
	自動車管制装置	屋外設備一式		◎	
屋内設備一式		○			
給排水衛生設備	給水設備	屋外の給水設備、特定の生産または業務用排水設備		◎	
		屋内の給水設備（配管、高架水槽、バルブ、ポンプ、屋内受水タンク、ボールタップ、カラン等）	○		
	排水設備	屋外の排水設備、特定の生産または業務用排水設備		◎	
		屋内の排水設備（配管、バルブ、ポンプ等）	○		
給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器、湯沸器、事業用ボイラー、公衆浴場の本釜・補助釜・元釜槽・補助釜槽）		◎		
	局所式給湯設備（ユニットバス・床暖房用等）	○			

区分	設備等の分類	設備等の内容	家屋	償却	テナント
給排水衛生設備	給湯設備	中央式給湯設備一式（ボイラー、オイルタンク、ストレージタンク、温度調節弁、ポンプ、配管、バルブ、カラン等）	○		
	衛生器具設備	屋内器具設備一式（大便器、小便器、洗面化粧台、浴槽、ユニットバス、ユニットシャワー、キッチンユニット等）	○		
	浄化槽設備	屋外浄化槽、配管		◎	
ガス設備		屋外（メーターから外側）の配管		◎	
		屋内の配管、バルブ、ガスカラン等	○		
空調設備		ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産または業務用設備		◎	
	空調設備 換気設備	上記以外の設備一式 中央空調設備（冷凍機、冷却塔、ボイラー、オイルタンク、ポンプ、配管、ダクト、バルブ、空調機、吹出口、吸込口、ダンパー、自動制御機器等） 個別空調設備一式（マルチシステム、パッケージシステム）、換気扇、天井扇、ベンチレーター等	○		
防災設備	火災報知設備	設備一式（受信機、福受信機、感知器、配管、配線、P型手動発信器等）	○		
	消火設備	消火器、避難器具、ホース・ノズル、ガスボンベ等		◎	
		消火栓設備（消火ポンプ、配管、バルブ、消火栓等）、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備、炭酸ガス消火設備、泡消火設備	○		
運搬設備		気送子、搬送個（病院のカルテ運搬用）、工場等のベルトコンベアー、垂直連続搬送機		◎	
		気送管設備、エレベーター設備、ダムウエーター設備、エスカレーター設備	○		
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテル、百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備など事業用の設備一式		◎	
		キッチンユニット等上記以外の設備	○		
清掃設備		移動可能な清掃機器		◎	
		窓ふき用ゴンドラ（構造上家屋と一体のもの）	○		
特殊設備		機械式駐車場設備、劇場照明設備、劇場スクリーン、金庫室内装、POSシステム、CDブース、独立焼却炉、太陽光発電設備（屋根建材一体型を除く）		◎	
		劇場用の舞台、舞台転換用装置、幕、固定椅子、ルーバー、金庫扉、カウンター、風除けスクリーン、造り付け家具（構造上、家屋と一体となっているもの）	○		
その他		簡易間仕切（衝立）、カーテン、ブラインド、避難器具、集合郵便受、夜間金庫、文字看板、袖看板、ネオンサイン、広告塔、選択設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、駐輪設備、ごみ処理設備、		◎	
		シャッター	○		

全て償却資産

※ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。

## ※地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）について

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）とは、法律の定める範囲内で地方公共団体が課税標準の特例割合を条例で定めることができる仕組みです。青梅市が定めるわがまち特例割合には例として以下のようなものがあります（青梅市市税条例第61条の2、同法附則第10条の2）。その他、わがまち特例については青梅市ホームページもご覧ください。

対象資産	特例割合	減額期間	対象となる取得時期
家庭的保育事業の用に供される償却資産	1/2	無期限	無期限
居宅訪問型事業の用に供される償却資産	1/2	無期限	無期限
事業所内保育事業の用に供される償却資産	1/2	無期限	無期限
水質汚濁防止のための汚水または廃液の処理施設	1/2	無期限	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日
下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	4/5	無期限	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日
水防法に規定する地下街等の所有者または管理者が取得した浸水防止用の設備	2/3	5年度	平成29年4月1日～ 令和8年3月31日
太陽光発電設備（経済産業省の認定を受けた設備以外で、総務省令で定める設備）	(出力1,000kw未満) 2/3	3年度	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日
	(出力1,000kw以上) 3/4		
風力発電設備 (経済産業省の認定を受けた設備)	(出力20kw以上) 2/3		
	(出力20kw未満) 3/4		
水力発電設備 (経済産業省の認定を受けた設備)	(出力5,000kw以上) 3/4		
	(出力5,000kw未満) 1/2		
地熱発電設備 (経済産業省の認定を受けた設備)	(出力1,000kw未満) 2/3		
	(出力1,000kw以上) 1/2		
バイオマス発電設備 (経済産業省の認定を受けた設備で下に掲げるものを除く)	(出力10,000kw以上 20,000kw未満) 2/3		
	(出力10,000kw未満) 1/2		
バイオマス発電設備 (木竹に由来するもの、または農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを電気に変換するものに限る)	(出力10,000kw以上 20,000kw未満) 6/7	3年度	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
企業主導型保育事業の用に供する資産	1/2	5年度	平成29年4月1日～ 令和5年3月31日

特例申請に関しては別途手続きが必要となります。詳しくは課税課までお問い合わせください。

## ※先端設備に関する特例について

青梅市長の認定を受けた先端設備導入計画に従い、令和5年4月1日以降に取得した先端設備は課税標準の特例により税額の軽減を受けることができます。取得時期や賃上げの有無および賃上げの幅により、適用期間や特例率が異なります。

該当の資産をお持ちの方は、青梅市ホームページから特例の詳細および必要書類を確認して、手続きを行ってください。

## IV 提出書類と書き方

### 1. 提出書類

#### (1) 今までに青梅市に償却資産の申告したことがある方

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの期間における、所有している資産の状況に応じて、下表の書類を提出してください。

申告の区分	償却資産 申告書	種類別明細書 (増減資産用)	備考
資産の増減がない方	○ いずれの 場合も必要	×	申告書右下「18備考」欄に増減なしと記入するか、同欄内左下の「増減なし」の枠内に「○」を記入してください。
増加資産または 減少資産がある方		○	種類別明細書(増減資産用)に増加・減少した資産の詳細を記入してください。 また、その取得価額の種類の計を申告書の取得価額欄に記入します。(詳細は16～19ページ参照)。
廃業等した方 ※1		×	申告書右下「18備考」欄に、 <b>廃業等の事由とそれが発生した日付</b> を記入してください。 電子申請フォームでの申告も受け付けています(詳細は20ページ参照)。

※1 廃業等とは、廃業や法人の解散、青梅市内事業所の移転または閉鎖等の事由により、青梅市内での事業をやめたり、市内に所在する償却資産がゼロになった場合を指します。

#### (2) 初めて青梅市に償却資産の申告をする方

新たに青梅市内で事業を始められた方は、下表の書類を提出してください。

申告の区分	償却資産 申告書	種類別明細書 (増減資産用)	備考
申告対象の資産を所有している。	○ いずれの 場合も必要	○	種類別明細書(増減資産用)に、 <b>青梅市内にある申告対象の資産をすべて</b> 記入してください。 また、その取得価額の種類の計を、申告書の取得価額欄の(イ)または(ハ)に記入してください。
申告対象の資産を所有していない。		×	申告書右下の「18備考」欄に「 <b>該当資産なし</b> 」と記入してください。 電子申請フォームでの申告も受け付けています(詳細は20ページ参照)。

#### (3) 全資産申告(電算処理申告、合計申告)をされる方

この形式による申告の場合は、(1)(2)の記載に関わらず、償却資産申告書と種類別明細書(全資産用・プレ申告用)を提出していただきます。

また、種類別明細書には、**青梅市内に所在する償却資産すべてについて評価額・課税標準額**を記載してください。

#### (4) 課税標準の特例を受ける方

(1)～(3)の提出書類に加えて、市ホームページに掲載されている「**償却資産課税標準特例申告書**」と、当該資産が**特例適用の要件を満たすことを証する書類**(カタログ、法令で提出を求められている書類等)を添付してください。

## 2. 申告書等の書き方

### (1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

- ① **住所・氏名** 住所（もしくは納税通知書送付先）、氏名（法人の場合は、法人名および代表者名）に加えて電話番号を必ず記入してください。すでに印字されているものが送付され、記載内容に修正がある場合は二重線で訂正してください。なお、押印は不要です。
- ② **個人番号または法人番号** 個人番号（マイナンバー）または、法人番号を右詰めで記入してください。個人番号が記入されている場合、本人確認をさせていただきます。なお、**個人番号は記入がなくても受理いたします。**
- ③ **前年前に取得したもの（イ）** 今までに申告していただいている方の場合は印字されたものが送付されます。なお、令和7年1月1日以前に取得（あるいは減少）した過年度の申告漏れがある場合には、**二重線で訂正のうえ、本欄に計上してください。**
- ④ **前年中に減少したもの（ロ）** 種類別明細書（増減資産用）で異動区分2（減少）として計上した資産の種類ごとの計を記入してください。
- ⑤ **前年中に取得したもの（ハ）** 種類別明細書（増減資産用）で異動区分1（増加）として計上した資産の種類ごとの計を記入してください。
- ⑥ **計（ニ）** 「③-④+⑤」の計算結果を種類ごとに各欄に記入してください。
- ⑦ **評価額・決定価格・課税標準額** 全資産申告の方のみ記入してください。
- ⑧ **8～14の欄** 項目ごとに該当する方を○で囲んでください。
- ⑨ **青梅市内における事業所等資産の所在地** 市内における事業所等の資産所在地を記入してください。なお、①住所欄の住所と同一であっても必ず記入してください。
- ⑩ **事業用家屋の所有区分** 事業を行っている建物の登記上の持ち主が、償却資産の持ち主と同一である場合は「自己所有」を、自分以外の方（親族を含む）の場合は「借家」を○で囲んでください。
- ⑪ **備考** 特記事項がある場合に記入してください。  
資産の増減がない場合には、「増減なし」と記入するか、欄内左下の「増減なし」の枠（※）内に○を記入してください。  
申告対象となる資産を市内に所有していない場合には、「該当資産なし」と記入してください。  
廃業等により資産が無くなった場合には、15ページを参考に「ご記入されるか、欄内右下の「事業廃止申告」の枠（※）を記入してください。  
※ 「増減なし」および「事業廃止申告」の枠は青梅市の申告書様式にのみ印字されています。
- その他 携帯電話をお持ちの方は、6の欄に携帯電話の番号を記入いただきますようご協力をお願いします。**

令和 8 年度

令和 8 年 1 月 6 日

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印		所有者コード	
1 住所 (又は納税通知書送付先)	198-0042 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1 (電話) 〇〇-△△□□	2 業種 食品製造業	8 短縮耐用年数の承認 有
2 氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)	株式会社 〇〇食品 様 代表取締役 〇〇 太郎 (屋号)	3 個人番号又は法人番号	9 増加償却の届出 有
資産の種類	取得価額	4 事業種目 (資本金等の額)	10 非課税当該資産 有
1 構築物	7600000	5 事業開始年月	11 課税標準の特例 有
2 機械及び装置	2670000	6 この申告に応答する者の係及び氏名	12 特別償却又は圧縮記帳の償却方法 有
3 船舶		7 税理士等の氏名	13 税務会計上の償却方法 有
4 航空機			14 青色申告 有
5 車両及び運搬具			
6 工具・器具及び備品			
7 合計	12241000		
評価額	1164000	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	16 借入資産 (有・無)
決定価格	980000	17 事業所用家屋の所有区分	18 備考(添付書類等)
課税標準額	3680000		
記入は不要です (全資産(電算)申告の方のみ記入)		1 東青梅1-11-1	2 〇
		3 〇	4 〇
		5 〇	6 〇
		7 〇	8 〇
		9 〇	10 〇
		11 〇	12 〇
		13 〇	14 〇
		15 〇	16 〇
		17 〇	18 〇

「事業廃止申告」記入例

事業廃止申告

事業廃止年月日 令和 7 年 4 月 11 日

1 廃業 2 転出 3 譲渡 4 その他

事業廃止年月日を記入のうえ、  
廃業事由を廃業、転出、譲渡、その他から選択して○で囲んでください。

(2) 種類別明細書 (増減資産用)

① **異動区分** 増加資産の場合は「1」、減少資産の場合は「2」、申告済みの資産について訂正する場合は「3」を記入してください。

この項目に記載がない場合、資産が増加したのか減少したのか判断できなくなるため、必ず記入してください。

② **資産の種類** 対象の資産について、以下1～6のうち該当する番号を記入します。

1：構築物 2：機械および装置 3：船舶 4：航空機 5：車両および運搬具 6：工具、器具および備品

③ **物件番号** 増加資産の場合は記入不要です。

減少資産の場合および申告済み資産について訂正する場合は、申告書類に同封されている資産一覧から「資産コード」を転記してください。

④ **資産の名称等** 漢字、ひらがな、カタカナ、英数字のいずれも使用可能です。

⑤ **数量** 増加資産の場合は、増加した数量を記入してください。減少資産の場合は、減少後に残っている数量（全部減少の場合は「0」）を記入してください。

⑥ **取得年月** 資産を取得した年号（以下の1～5から選択）・年・月を記入してください。日は不要です。

1：明治 2：大正 3：昭和 4：平成 5：令和

⑦ **元日取得** 1月1日に取得した資産については、「1」を記入してください。それ以外の場合は、空欄にしてください。

⑧ **取得価額** 増加資産の場合は、資産を取得するために要した費用を記入してください。減少資産の場合は、減少後に残っている分の取得価額（全部減少の場合は「0」）を記入してください。

⑨ **耐用年数** 右詰めで記入してください。

⑩ **増減事由** 以下の各番号のうち、増加資産の場合は1・2・5・6から、減少の場合は3～6から当てはまるものを選んでください。

1：新品取得 2：中古品取得 3：売却 4：滅失 5：移動 6：その他

⑪ **摘要** 増加資産の場合は特記事項（申告もれの場合や、他市からの移動の場合）があれば記入してください。

減少資産の場合は、減少前の「数量」と「取得価額」を記入してください。

令和 8 年度

種類別明細書 (増減資産用)

行番 号	資産の 区分	所有 者名	物件 番号	資産の 名称等	数 量	取得年月		元 日取得 月日	取得 価額 (円)	耐用 年数	申告 年度	増減 事由 (番号)	備 考
						年 号	月 日						
01	1	株式会社 ○○食品	1	駐車場工事	1	15	7	6	1,500,000	15	1		
02	1		2	パイローラー	1	15	7	1	500,000	10	1		
03	1		2	包装機	1	15	7	2	700,000	10	1		
04	1		6	パソコン	1	15	7	8	600,000	4	2		
05	1		6	レジスター	1	15	7	6	380,000	5	1		
06	2		234	オーブン	1	14	21	5	125,000	10	4	2台、250,000円	
07	2		345	コンヘア	0	4	27	5	0	10	4	1台、220,000円	
08	2		456	業務用冷蔵庫	0	4	30	12	0	6	3	1台、335,000円	
09	2		567	パソコン	1	15	2	1	156,000	4	5	3台、468,000円	
10	2		678	レジスター	0	5	3	7	0	5	4	1台、174,000円	

増加資産の記入例

減少資産の記入例

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

《記入のポイント》

- ・増加（取得）した資産と減少（処分）した資産を一つの表にまとめて記入します。
- ・①の異動区分は必ず記入してください。増加・減少のいずれか判断できません。
- ・⑨の耐用年数を忘れず記入してください。提出前に必ず確認してください。
- ・減少資産については、⑩摘要欄に減少前の数量と金額を記入してください。
- ・増加した資産と減少した資産は、可能な限りそれぞれまとめて記入してください。

長くはさみ、

裏側をこぎ込んでください。

## 4. 電子申請フォームによる申告

青梅市では、以下のいずれかにあてはまる方からの申告は、専用の電子申請フォーム（市ホームページもしくは、右の二次元コードからアクセスできます）からも受け付けております。



電子申請フォーム

窓口への来庁・郵送不要で、スマートフォンからでも申告できます。

<https://logoform.jp/f/rhEnX>

－ 対象者 －

- (1) はじめて申告する方であって、**申告対象となる資産を持っていない方**
  - (2) 今までに申告された方であって、**廃業等により申告対象資産が全て減少した方**
- ※ (1) (2) 以外の方は、本フォームからはご申告いただけません。

## 5. その他注意事項

(1) 国税資料の閲覧および実地調査等について

地方税法第354条の2にもとづき、**国税資料の閲覧**を行い、申告内容の確認をしております。あわせて、定期的に**実地調査**や**帳簿等資料提出の依頼**を行っておりますので、あらかじめご了承のうえ、調査の際にはご協力をお願いします。

また、これらの調査等の結果と、市への申告内容の間に不一致がある場合には、**修正申告**をお願いすることがあります。

(2) 申告をしない場合、虚偽の申告をした場合など

正当な理由なく申告されなかった場合には、地方税法第386条および青梅市市税条例第75条の規定により、**10万円以下の過料**が科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、**罰金**が科されることがあります。

くわえて、申告期限に遅れたり、修正申告により税額が増額したりすることにより、不足税額が発生する場合には、地方税法第368条第2項により、**延滞金**を徴収することがあります。詳細は市ホームページをご確認下さい。

### 申告書提出先

申告書を郵送される際に、切り取って封筒に貼り付け、ご利用ください。

〒 198-8701

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市役所 課税課  
家屋係 償却資産担当 宛

償却資産申告書在中

### 申告書提出の前に最終確認を！

- 申告書に**電話番号**を記入している。
- 申告書に**資産所在地**を記入している。
- 種類別明細書に記入漏れ（**取得価額、取得年月、耐用年数**など）はない。
- 国税申告や会計書類と比較して、申告漏れ資産がないことを確認している。
- 資産一覧に、すでに存在しない資産が含まれていないことを確認している。
- 切手付き返信用封筒**を同封している。

※郵送申告で控えが必要な場合